

平成 26 年労働環境調査:調査の結果

■ 集計・推計方法

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出する。

■ 利用上の注意

(1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「*」のあるものは、調査客体数が少ないため利用上注意を要する。

(2) 割合の数値は四捨五入しているため、その合計が 100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査客体事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「平成 18 年調査」とは、「平成 18 年労働環境調査」のことである。

なお、平成 18 年調査は、平成 26 年調査と調査対象産業等が一部異なるため、比較には注意が必要である。

(5) 東日本大震災への対応

①事業所調査

平成 26 年 4 月に設定されている避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）を含む市区町村に所在する事業所を調査対象から除外して調査を行った。

②ずい道・地下鉄工事現場調査

避難指示区域を管轄する労働基準監督署の管轄地域に所在し、東日本大震災以前に労働者災害補償保険の保険関係成立届が提出された工事現場を調査対象から除外して調査を行った。

(6) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査：調査客体数 13,290 有効回答数 9,145 有効回答率 68.8%

労働者調査：調査客体数 16,015 有効回答数 9,982 有効回答率 62.3%

ずい道・地下鉄工事現場調査

：調査客体数 415 有効回答数 316 有効回答率 76.1%

■ 利活用事例

労働災害を防止するためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合

的、かつ、計画的に実施する必要があることから、国は労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定しているところである。労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条において策定することが定められ、昭和33年から1次5か年計画として現在まで策定されてきたところであるが、労働安全衛生調査は、これらの労働災害防止計画の策定のための資料として活用されたほか、労働安全衛生に関する各種推進事業や検討会、また、労働安全衛生に関する法の改正のための検討に際して、調査の結果が参考とされた。

今後も、上記の施策の進捗状況を引き続き把握するとともに、以前にも増して注目される重点施策との関連を調査し、労働安全衛生行政に活用するものとしている。